

担 任	学年主任	教務課長	教務部長	教 頭	総括教頭	校 長

出席停止・忌引等届

令和 年 月 日

福岡県立輝翔館中等教育学校長 殿

第 学年 組 番

生徒氏名 (自署) _____

保護者氏名 (自署) _____

このたび下記の理由により欠席しましたので届け出いたします。

1. 理由 _____

2. 期間 令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

医療証明書

福岡県立輝翔館中等教育学校 年 組 番

氏名 _____

上記の生徒が _____ のため、当院に

【 来院 ・ 通院 ・ 入院 】して、治療を【 受けている ・ 受けた 】ことを証明する。

来院・通院・入院・出校停止の期日又は期間

令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

証明日 令和 年 月 日

医療機関名 _____

医師氏名 _____ 印

感染症による出席停止扱いについて

福岡県立輝翔館中等教育学校

	感染症の種類	出席停止の期間の基準※1	出席停止届の添付書類※2
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症とみなします。(学校保健安全法施行規則第18条第2項)	診断書
第二種	新型コロナウイルス感染症	検査を受けた場合は、結果によらず、その日は出席停止扱いになる 発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで	診療明細書または検査結果(ただし、新型コロナウイルスの検査を受けたことがわかるものに限る) 診断書または検査結果または処方箋(ただし、処方箋の場合は新型コロナウイルス感染症の治療薬が記載されているものに限る)
※3	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで	診断書または検査結果または処方箋(ただし、処方箋の場合はインフルエンザの治療薬が記載されているものに限る)

新型コロナウイルス感染症 療養期間の目安



発症日(無症状の場合は検体採取日)を0日目として5日間、かつ、熱が下がり、痰やのどの痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え、様子を見ることが推奨されます。

インフルエンザ 療養期間の目安

(例1) 発症後2日目に解熱した場合



(例2) 発症後4日目に解熱した場合



	感染症の種類	出席停止の期間の基準	出席停止届の添付書類
第二種 ※3	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	診断書
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで	診断書
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	診断書
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで	診断書
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで	診断書
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで	診断書
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	診断書
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症※ <その他の感染症の例> 溶連菌感染症、A型肝炎、B型肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで ※ 必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として措置を取ることができる	診断書

※1 出席停止期間の基準が「〇〇した後△日を経過するまで」とした場合は、「〇〇」という現象が見られた日の翌日を第1日として算定する。

※2 出席停止・忌引等届の医療証明書に医師による記入がある場合は、別途添付書類は必要ない。

※3 ただし、第二種については症状により学校医又はその他の医師において感染のおそれがないと認められた時には、登校は可能である。